天草市広告宣伝等支援事業補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、売り上げが減少した市内の事業者が行う広告、宣伝等に要する費用を補助することにより、事業活動の継続を支援し、市内の経済の活性化を図るため、当該事業者に対し、予算の範囲内において天草市広告宣伝等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、天草市補助金等交付規則（平成１８年天草市規則第４８条）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象となる者は、次の各号を満たす者とする。

（１）市内に住所を有する個人事業主、若しくは本店を有する法人。

（２）飲食店については、熊本県が実施する「熊本県感染防止対策認証制度」へ登録（申請中を含む）している者。飲食店以外の事業者については、各団体の策定する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している者。

（３）市税の滞納をしていない者。

（４）申請する事業内容について、国、県が助成する他の制度（補助金、委託費等）による支援を受けていない者。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第１３項に規定する接客業務受託営業を営んでいない者。

（６）天草市暴力団排除条例（平成２４年３月２９日）第２条各号で定める暴力団関係者でない者。

（７）政治活動又は宗教活動を行っていない者。

（８）前各号に掲げる者の他、補助金の趣旨・目的に照らし、適当でないと市長が判断した者でない者。

２　前項に規定するものによる共同申請を認める。

３　単独申請と共同申請参画との併願及び複数の共同申請への参画は認めない。

（補助対象経費）

第３条　本補助金の補助対象経費は、補助対象期間中に補助事業者が外注により実施する事業に要する費用で、次に掲げるものとする。

（１）　新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込みに要する費用

（２）　パンフレット、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、カタログ、クーポン券等印刷物の作成及び配布に要する費用

（３）　ラジオ、テレビ等のCM作成及び発信に要する費用。ただし、市内に本社を有する事業所が実施するものに限る。

（４）　ホームページの作成、更新、修正に要する費用
（５）　看板、のぼり等の作成及び設置に要する費用
（６）　その他営業活動の促進に資すると市長が認める費用
２　補助対象経費に係る事業を行う場合は、いずれも補助事業期間内に掲載、配布、発信、設置等を完了することを要件とする。
３　補助対象経費に係る事業を行う場合は、市内事業者で調達が難しい場合を除き、原則として市内に事業所を有する事業者を利用するものとする。

（補助対象期間）
第４条　補助金の算定対象となる期間は、令和４年１０月１日（遡及対象）から令和５年３月３１日までに実施（支払済）したものとする。

（補助金の額）
第５条　補助金の額は、補助対象経費の3分の２以内の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、１事業者あたり１０万円を上限とする。
２　２者以上による共同申請は、２０万円を上限とする。
３　複数の屋号を使用している法人及び個人事業者に係る申請は、１５万円を上限とする。
４　補助金の交付は、補助事業者に対し、１回限りとする。

（補助金の交付申請及び請求）
第６条　補助金の交付を受けようとする者は、天草市広告宣伝等支援事業費補助金交付申請（請求）書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
（１）領収書の写し又は支払証拠書類
（２）補助事業が実施されたことがわかるもの（成果物又はそのデータ、写真等）
（３）補助事業対象物件受払簿（ポスター・パンフレット・チラシ等）
（４）市税等納付状況調査同意書（共同申請、複数屋号での申請の場合は、当該申請に係る全ての事業者）（様式第２号）
（５）次のアからウに掲げるいずれかの直近の書類の写し
　ア　個人事業主　青色申告書若しくは白色申告書第１表又は市民税申告書又は開業届の写し（令和4年中に開業した者のみ）
　イ　法人　確定申告書別表１
（６）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び確定）
第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対

し天草市広告宣伝等支援事業補助金交付決定通知書及び確定通知書（様式第３号）により通知するとともに決定した金額を支払うものとする。

２　市長は補助金を交付しない旨の決定をしたときは、天草市広告宣伝等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号の２）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、既に支給を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和４年１２月１６日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。